

専決報告書第四号

右の通り朝財産区財産を処分するものとする

記

一 処分の場所 東伯郡朝町大字砂原字尾山三三の二

二 処分の地目及地積 原野一町三反九畝一三歩

三 処分の目的 小廉早営第三発電所調整池用地とするため

右専決する

昭和三十一年八月二十一日

朝町長 坂出 雅



右地方自治法第一七九條の規定によつて
専決処分をしたので同法第一三三條によつて承

訊を求む

昭和三十三年九月三日承認

三朝町議会議長 天野 廉



原案可決